

# 2017年度 大阪市への要望と基本回答

2018. 1. 5

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

## <教育>

1. 障害のある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。

【基本回答】本市では、これまでより障がいの有無に関わらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進しており、引き続き、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が、地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた本市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。(教育委員会事務局指導部 インクルーシブ教育推進担当)

2. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別に見合った、学級設置及び教職員配置等を行ってください。

【基本回答】各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいります。(教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

- ①障害種別による学級設置を遵守してください。

【基本回答】特別支援学級設置に関しましては、各小・中学校長より提出された「特別支援学級設置計画に関する報告書」にもとづき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた学級設置ができるよう努めてまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当)

- ②1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。

- ③学級設置相当数の教室を確保・整備してください。

【基本回答】②③「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学級編制及び教員の配置につきましては、都道府県の教育委員会の示す基準に従って編制しています。大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。(教育委員会事務局総務部学事課、指導部インクルーシブ教育推進担当)

3. 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育

条件の改善を行ってください。

【基本回答】各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。(教育委員会事務局教務部教職員人事担当、指導部インクルーシブ教育推進担当)

4. 通常学級の教育条件を改善してください。

- ①35人以下学級を実現してください。

【基本回答】小・中学校における学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、1学級40人(小学校1年生は1学級35人)を基本として編制することとなっております。少人数学級につきましては、大阪市は小学校2年生についても35人で学級編制を実施しているところであります。また、学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても国に対して要望を行っております。本市では、独自の施策として、習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実にかかる事業として学校力UP事業を実施しております。(教育委員会事務局総務部学事課)

- ②特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数(35人・40人)を超えることがないように学級編成をしてください。

【基本回答】小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級40人(小学校1年生は1学級35人)を基本として編制することとなっております。少人数学級につきましては、大阪市は小学校2年生についても35人で学級編制を実施しているところであります。小学校・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、1学級あたりの定員が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。本市としては、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が増えていることから、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されるよう、指定都市教育委員・教育長協議会を通じて国に対して要望しております。(教

5. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して支援学校を新設してください。

①大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。

【基本回答】大阪市立特別支援学校につきましては、平成26年9月市議会、平成26年10月府議会において、大阪市立学校設置条例の改正案（市立特別支援学校の廃止）、大阪府立学校条例の改正案（府立支援学校の設置）が可決され、教育サービス水準の低下をきたすことのないよう府市教育委員会で協議・調整を行い、平成28年4月に大阪府へ移管されました。移管後の支援学校の運営に関する効果検証につきましては、学校設置者である府教育庁において行われるべきものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、今後も府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。（教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当）

②府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。

【基本回答】移管後の支援学校は、本市においてこれまで長年培ってまいりました、特別支援教育の取組も踏まえて、大阪府教育庁において他の大阪府立支援学校と同様に、大阪府の基準に則り適切に学校運営されるべきものと認識しております。（教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当）

③大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。

【基本回答】大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。（教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当）

④保護者からの特別支援学校への転校希望について、速やかに対応してください。

【基本回答】転学に関する相談につきましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友だち関係や指導の継続性をふまえながらすすめております。なお、平成27年6月から就学・転学に関する相談員を配置してまいりました。平成28年度から、電話での相談に加え、インクルーシブ教育推進室への来所による保護者、学校からの相談にも対応しており、今後も府教育委員会とも連携し、適切に対応してまいります。（教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当）

6. 中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。

①中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を提供するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

【基本回答】本市では、これまでより、障がいの有無に関わらず地域で、「共に学び、共に育ち、共に生きる」を基本とした教育の推進に努めており、地域の小学校・中学校で学ぶことを基本としております。各校においては、学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習を進めるとともに、生徒の自立の可能性を最大限に伸ばすため、特別支援教育コーディネーターを中心として、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実施しております。教育委員会といたしましては、巡回相談、特別支援教育に関する研修の実施、特別支援教育サポーター、インクルーシブ教育推進スタッフを配置し、各校の取組を支援しており、今後も、各学校が学校全体で取り組んでいけるよう努めてまいります。（教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当）

②自閉症スペクトラム等発達障害のある児童に見合った学習の場を充実してください。

【基本回答】本市では、従来より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進め、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでおります。学校では、生徒一人一人の障がいの状況に応じ、通常学級や特別支援学級等の学びの場を活用し、指導・支援を実施しております。教育委員会といたしましては、発達障がいを含む障がいへの理解を深めるため、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行い本市のインクルーシブ教育システムの一層の充実を努めてまいります。（教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当）

7. 競争をあまり点数による序列化につながらず、学力テストを実施しないでください。

①市統一テストを実施しないでください。

【基本回答】「大阪市小学校学力経年調査」につきましては、学力を客観的に捉えた個人の記録を経年的に把握していくことで、より丁寧に児童一人一人に応じた指導の充実を図るため、平成28年度より、小学校3年生から6年生の全児童を対象に、国語・社会・算数・理科の4教科及び質問紙調査について実施しております。目的については、「児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする」こと。また、「各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する」こと。さらに、「幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにすること。加えて、「児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題に応じた支援の充実を図る」ことの4点としております。これらの目的等にそって、平成29年度につきましても、調査対象の児童の在籍するすべての小学校において実施いたします。（教育委員会事務局指導部初等教育担当）

「大阪市統一テスト」については、結果を個々の生徒の評定に活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定の公平性、信頼性を確保するとともに、学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用することとしています。(教育委員会事務局指導部中学校教育担当)

②府チャレンジテストに参加しないでください。

【基本回答】「大阪府チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図ること。また、教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること。さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図ること。そして、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めることを目的として実施しています。(教育委員会事務局指導部中学校教育担当)

③府チャレンジテストの内申評価反映にともない、評価が下がった特別支援学級在籍生徒の実態を調査してください。その上で、不利益を被っている障害児に適切に対応してください。

【基本回答】①、②をふまえて、大阪市教育委員会といたしましては、今後も大阪府教育委員会と連携し生徒の適切な評価について検討してまいります。(教育委員会事務局指導部中学校教育担当)

8. 医療的ケア児を含む重度の障害を持つ子どもたちへの教育保障を、市の責任で行ってください。

①医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください。

【基本回答】医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医とで連携をとり、必要なケアの実施に努めていただいております。社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正されたことに伴い、平成23年12月20日付けで文部科学省が通知した「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」により、これまで実質的違法性阻却の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校や小学校・中学校の教員についても、一定の研修を受けることで、たんの吸引等(特定の者対象)の医療的ケアが制度上実施可能になりました。この通知に基づき、平成24年度から大阪府教育委員会が登録研修機関として、年2回の医療的ケアのたんの吸引等(特定の者対象)基本研修を実施しており、各校では複数の教職員が受講し、校内体制を作るよう周知に努めております。また、看護師配置につきましては、小・中学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が増加している中、引き続き看護師の常時配置に向け、看護師の確保に努めてまいります。今後も引き続き、医療的ケアを必要とする児童・生徒一人一人が、安全、安心に学校生活を送れますよう、体制

整備に努めてまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当)

②校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置や移動手段にかかる予算措置等を大阪市の責任で行ってください。

【基本回答】医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医とで連携をとり、必要なケアの実施に努めていただいております。教育委員会としましては、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の学校で安心して共に学ぶことができるよう、対象児童生徒の在籍する小学校、中学校に対し、看護師の常時配置を進めているところでございます。また、校外学習や泊を伴う行事に、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が参加する場合、また教育委員会が付き添いを必要と認める場合は、学校長からの申請に基づき、該当校への看護師の配置を行っております。今後も引き続き、医療的ケアを必要とする児童・生徒一人一人が、安全、安心に学校生活を送れますよう、体制整備に努めてまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当)

9. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。

【基本回答】本市におきましては、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、教育委員会では、各校園における支援体制の構築にむけて、特別支援教育巡回相談を実施しております。巡回相談では、障がいのある幼児児童生徒の増加及び障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、平成28年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4名体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。また、教育委員会では、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する小学校・中学校に対し、看護師の常時配置に努めております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当)

10. 特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。

①フルタイム、または授業終了時までの勤務としてください。

【基本回答】校内における特別支援教育の充実に向け、平成27年度より「特別支援教育補助員」、「教育活動支援員」の配置事業を一本化し、障がいのある児童生徒の交流及び共同学習をより充実して実施することを目的とした「特別支援教育サポーター」を配置しております。平成25年度には中学校での2学期が開始する8月25日からの配置、平成26年度には小・中学校における土曜授業への配置、平成29年度には小学校での2学期が開始する8月25日からの配置を実施し、配置日数を増やしております。限られた予算の中、現状ではフルタイムまたは授業終了時までの勤務は困難でござ

います。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当、教育活動支援担当)

**②年度当初からの採用としてください。**

【基本回答】学校からの申請を踏まえ、特別支援教育サポーターの配置が必要かつ有効であると認めた学校に対して、年度当初から活用できるよう、特別支援教育サポーターを配置しております。今後も、引き続き適切な配置に努めてまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当、教育活動支援担当)

**③大阪市が責任を持って特別支援教育サポーターを採用し配置してください。**

【基本回答】特別支援教育サポーターは、各学校からの申請に基づき、配置が必要かつ有効であると認めた学校に対し、配置を行っております。特別支援教育サポーターの採用につきまして、各学校での面接等、本人の意思を確認の後、関係職員の登録手続きを行い、勤務いただいております。教育委員会としましては、特別支援教育サポーターの人材確保について、教育委員会のホームページ等の募集により広く周知しており、引き続き、人材の確保と配置に努めてまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当、教育活動支援担当)

**④特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。**

【基本回答】賃金日額につきましては、平成 26 年度の特別支援教育補助員・教育活動支援員の賃金日額 4,190 円から平成 27 年度特別支援教育サポーターの賃金日額は 4,500 円に改訂しました。平成 29 年 9 月 30 日に改定を行い、日額 4,500 円から 4,600 円に増額しております。各種の社会保険制度につきましても、勤務日数の状況に応じて適用しており、今後も、待遇改善に努めてまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当、教育活動支援担当)

**11. 食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食(障害児食)を拡充してください。**

**①小学校給食における個別対応給食(障害児食)を拡大実施してください。**

【基本回答】本市におきましては、これまでより障がいの有無にかかわらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。本市の学校給食は、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っており、給食室で二次調理を行う場合でも、同様の手順を踏む必要があると考えています。すべての学校で給食調理完了後に個々個別の児童の状況に応じて調理を行うことは、時間及び作業工程上困難です。しかしながら、障がいのある児童への個別対応食の提供について、どのような対応ができるのか、関係担当と連携し、現在、実態把握や実施方法について検討しているところです。(教育委員会事務局総務部学校給食課、指導部インクルーシブ教育推進担当)

**②中学校給食の内容を改善してください。**

【基本回答】中学校給食につきましては、温かいおかずの提供やアレルギー対応等をより充実するため、親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」に平成 31 年度の 2 学期までに、移行していく予定です。なお、「学校調理方式」に移行するまでの間は、食缶を用いた温かいおかずの提供や献立内容の充実を行いながら、デリバリー方式による中学校給食を実施していきます。(教育委員会事務局総務部学校給食課)

**③中学校給食における個別対応給食(障害児食)を実施してください。**

【基本回答】本市におきましては、これまでより障がいの有無にかかわらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。中学校給食につきましては、デリバリー方式及び親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」により実施しておりますが、学校調理方式の学校給食は、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っており、給食室で二次調理を行う場合でも、同様の手順を踏む必要があると考えています。すべての学校で給食調理完了後に個々個別の生徒の状況に応じて調理を行うことは、時間及び作業工程上困難です。また、デリバリー方式につきましても、個別対応給食の実施は困難であると考えております。しかしながら、障がいのある生徒への個別対応食の提供について、どのような対応ができるのか、関係担当と連携し、現在、実態把握や実施方法について検討しているところです。(教育委員会事務局総務部学校給食課、指導部インクルーシブ教育推進担当)

**12. 相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。**

【基本回答】各校において特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しております。なお、特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。(教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当)

**13. 障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。**

**①特別支援学級担任が希望する場合、担任を継続できるようにしてください。**

【基本回答】特別支援学級の担任を含め、学校内における人事配置につきましては、実情に応じ、各学校の創意工夫のもと、学校長が決定しているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き各学校長から在籍児童生徒の状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。(教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

**②小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設け**

るよう検討してください。

【基本回答】大阪市立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、平成28年度選考テストから、より専門性のある優秀な人材を確保するため、「中学校(特別支援学級)」枠を新設し、中学校の特別支援学級専任の教員として勤務する人材を募集しております。小学校については、特別支援学級専任の募集は行っておりませんが、平成29年度選考テストからは、特別支援学校教諭普通免許状を所有する人に対して加点制度を設けるなど、小学校においても、より専門性の高い人材の確保に努めております。教育委員会としましては、今後とも、採用選考テストの内容について、学生の動向や他自治体の制度も十分に把握しながら、さらなる改善に向け調査・研究を進めてまいりたいと考えております。(教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

③長時間過密労働の是正や、法で定められた休憩時間を適切に確保するなど、安全に丁寧に子どもに関わるよう、障害児教育に関わる教職員の労働条件を改善してください。

【基本回答】教育委員会では、平成26年6月、教員委員会事務局の局・部長級全員を構成員とした「教育改革プロジェクトチーム」を設置し、そのプロジェクトチームのもとに、「学校業務改善ワーキンググループ」を設置し、校務支援ICTの利活用の促進や効率的な校務運営・人員マネジメントの検討を進めております。現在、「学校業務改善ワーキンググループ」において、「校務支援ICT利活用の促進」、「部活動のあり方研究」、「副校長、教頭補佐、教頭補助の配置」、「学校への調査照会文書等の削減」といった観点から課題解決に向けての取組みを進めております。それぞれの取組みの内容といたしましては、「校務支援ICT利活用の促進」では、平成25年3月に教員一人1台のパソコンを配置するとともに、校務支援システムの開発と試験導入校、小学校20校、中学校11校の合計31校で検証を行い、平成26年度から全小中学校において成績処理や通知表の作成などの校務支援システムを全稼働しております。平成27年度には、全小・中学校で指導要録、学校日誌などの電子保存を開始させ、教職員・教頭の校務の効率化を図っております。今年度も引き続き、校務支援システム活用研究指定校、小学校5校、中学校8校の合計13校を選定し、各校において重点テーマを設け、調査研究を行い、取り組んだ実践事例を全校へ共有することにより、校務のICT化による校務の効率化及び情報化、知識・知見の共有、積極的な保護者や地域への情報発信を推進し、校務支援システムの利活用の促進と定着を図っております。次に、「部活動のあり方研究」では、中学校における部活動の振興・充実と教員の過重負担の解消を図るため、さらには部活動のあり方を検討するため、希望調査を基に選定した8つの中学校の8つの部活動に対し、委託した民間団体からの指導者の活用を平成27年度から平成29年度の3年間でモデル的に実施しております。今後、部活動の振興・充実を図りながら教員の負担軽減にも繋がる部活動のあり方を研究し、平成30年度以降の事業展開についての検討を進めることとしております。「副校長、教頭補佐、教頭補助の配置」では、校長・教頭

を補佐する体制を構築するため、平成25年度から小中学校23校に副校長を配置し、平成27年度から小中学校14校に教頭補佐を配置しております。また、教頭補助(非常勤嘱託職員)を新任教頭配置校等53校に配置しております。中間的な効果検証では、時間外勤務時間数の減少等の一定の有効性が認められております。最後に、「学校への調査照会文書等の削減」では、学校園において調査・照会文書等に対する業務の負担感が非常に高い状況であり、文書削減に向けた取組みを進めていくことが、教職員、特に教頭の負担軽減に繋がることから、調査・照会文書等について、業務遂行上、必要不可欠なものに精選することはもとより、調査回数等の減等に努めるよう、各課・担当へ通知し、調査・照会文書等の削減の取組みを実施しております。教育委員会といたしましては、引き続き、様々な学校業務改善に向けた取組みを推進するとともに、業務改善の効果検証を行い、教職員の多忙化解消に向けての具体的改善策を検討してまいりたいと考えております。(教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)

14. 年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に当たっては、特別支援学級担任に欠員が生じることのないよう、講師配置を速やかに行なってください。

【基本回答】各学校の実情・実態をより精緻に把握し、講師確保を計画的かつ速やかに行う等、講師の速やかな配置に努めてまいりたいと考えております。(教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

<放課後保障>

15. 放課後等デイサービスの改善を国に働きかけるとともに、大阪市として必要な対応策を講じてください。

①徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象となるよう、国に働きかけるとともに市として必要な対応策を講じてください。また、療育時間及び療育体制が確保できる場合は、送迎中も療育時間と認めるように国に働きかけてください。

【基本回答】現在、国の報酬において、放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者と事前に合意のうえで定めた特定の場所(事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等)までの送迎を行った場合に算定できることとされていますが、徒歩や公共交通機関を利用した場合は、送迎加算の対象となりません。また、運営規程に定める営業時間は、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まないものとされています。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、国の動向を注視してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

②保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、市として負担軽減措置を講じてください。

【基本回答】障がい児通所給付における利用者負担については、通所給付決定保護者の負担能力に応じた負担上限額が設定されており、本市としましては、全国共通のものとして定められるべきものと考えております。  
(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

16. 事業所での支援が学校と連携を取りながら行えるよう、学校行事予定表などを事業所に配布してください。また必要に応じて学校と事業所が懇談などを持てるよう、大阪市として必要な調整を行ってください。

【基本回答】放課後等デイサービスは授業の終了後又は休業日に支援を行うサービスであり、障がいのある児童に対し、一人一人のニーズに応じた適切な支援を提供し、また支援の質を高めていくには、学校等の関係機関と緊密な連携を行い、情報を共有することにより、児童に対する理解を深めていくことが重要であると考えています。また、平成27年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、児童が通う保育所や学校との連携を強化するため、学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について就学等に関する相談援助及び学校等との連携調整を行った場合に対する評価が創設されています。なお、平成27年4月に厚生労働省で定められた「放課後等デイサービスガイドライン」においても学校との連携が重要である旨が規定されており、市立の各小学校・中学校・高等学校、市内指定事業者あてにも周知しています。また、福祉局と教育委員会事務局が連携し、校長会を通じて、校長を対象に放課後等デイサービス事業や、事業所と学校との連携についての説明も行っています。今後とも、児童が通う学校と実施事業所との連携が円滑に進むよう努めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

17. 学校卒業生が卒業式後に放課後等デイサービスを利用する場合、休日(学校休業日)扱いとして報酬を算定してください。

【基本回答】国において、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日は学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日とされており、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日が休業日となります。本市の公立小学校、中学校、高等学校は、大阪市学校管理規則において春季休業日の期間を定めており、大阪府立の高等学校、特別支援学校についても、大阪府立学校の管理運営に関する規則において春季休業日の期間を定めていますが、卒業式から春季休業日までの間は休業日ではないことから、休業日の取扱いとなりません。今後とも、障がい児に対する必要な支援が行われるよう、国に対して報酬上の適切な評価について引き続き要望してまいります。  
(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

18. 学校施設(運動場、プール、体育館など)を開放して、障害のある学齢児が安心して利用できるようにしてください。

【基本回答】北区／学校体育施設の開放については、体育館や運動場などの小・中学校の体育施設を学校教育に

支障のない範囲で地域住民に対して開放する「学校体育施設開放事業」として実施しています。しかしながら、プールについては、障がいの有無に関わらず、学校体育施設開放事業の対象となっていません。学校体育施設開放事業につきましては、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市北区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき事業を実施しており、その運営は学校の属する地域活動協議会が担い利用調整を行っております。北区では、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興など、生活の質の向上に取り組んでおります。その他、ご質問などございましたら北区役所へお問い合わせください。(北区役所地域課(区民協働担当))  
都島区／都島区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市都島区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営は、小学校区単位で形成される地域活動協議会が担っており、地域住民のボランティアにより利用調整等を行っております。各地域活動協議会の連絡先については、都島区役所へお問い合わせください。(都島区役所まちづくり推進課)

福島区／福島区では、「福島区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内にある大阪市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民に開放し、継続的にスポーツ活動の場や機会を提供し、地域住民の健康、体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校毎に設置している「学校体育施設開放事業運営委員会」が利用調整等を行っております。なお、当区では、学校体育施設開放事業で、プールの開放は実施しておりません。(福島区役所市民協働課・地域活動支援担当)

此花区／此花区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市此花区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設け利用調整等を行っております。なお、当区では、学校施設開放事業で、プールの開放は実施しておりません。各運営委員会の連絡先については、此花区役所へお問合せください。(此花区役所市民協働課教育支援・環境グループ)

中央区／中央区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市中央区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、各小・中学校区の「学校体育施設開放事業

運営委員会」が、利用調整等を担っております。各運営委員会の連絡先については、中央区役所へお問合せください。(中央区役所 市民協働課 市民活動支援担当)

**西区**／西区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市西区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、原則、各学校区にお住まいの区民の方を対象に、学校教育に支障のない範囲で区内の市立小・中学校の体育施設を開放し、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供することで、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでいます。事業の運営にあたっては、学校ごとに地域の方が中心となって「学校体育施設開放事業運営委員会」を組織し、利用調整等を行っておりますので、利用を希望される場合は、西区役所までお問い合わせください。なお、プールについては、夏休みなどに課外授業(水泳教室)として使用する機会が多いこと、厳格な衛生管理やプール監視員の確保が必要なことなどから、開放は行っていません。(西区役所総務課教育担当)

**港区**／学校体育施設開放事業(以下「開放事業」という。)については、スポーツ基本法第13条第1項の規定により、大阪市立の小・中・高等学校及び特別支援学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として、実施しております。港区については、大阪市学校体育施設開放事業実施方針に基づき、上記目的を達成するために、港区内の小学校(11校)、中学校(5校)において、当該校区在住の住民、児童・生徒で組織する団体等を対象として開放事業を実施しており、学校毎に設けられた学校体育施設開放事業運営委員会において、利用調整を行っております。事業の趣旨、目的をご理解いただいたうえで、学校施設の利用を希望される場合は、当該の学校体育施設開放事業運営委員会にお問い合わせください。なお、プールの開放については、現在港区では実施しておりません。(港区役所協働まちづくり推進課市民活動推進グループ)

**大正区**／大正区では「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市大正区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中・高等学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供することで、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として学校体育施設開放事業を実施しています。ただし、プールについては、大阪府遊泳場条例の規定に適合しないため開放しておりません。事業の運営は、学校ごとに設置する「学校体育施設開放事業運営委員会」により行っており、利用にあたっては各校の「運営委員会」において利用調整が行われています。各運営委員会への申し込みについては区役所へお問合せください。(大正区役所市民協働課市民協働グループ)

**天王寺区**／天王寺区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市天王寺区学校体育施設開放

事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでいます。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、天王寺区役所へお問合せください。なお、プールについては開放していません。(天王寺区役所市民協働課・未来人材育成担当)

**浪速区**／浪速区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市浪速区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでいます。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、地域や学校の実情に応じた利用調整等を行っております。(浪速区役所市民協働課(こども・教育担当))

**西淀川区**／西淀川区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市西淀川区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでいます。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、体育館や運動場等の利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、西淀川区役所へお問い合わせください。学校のプールについては、大阪府遊泳場条例の基準を満たすことができないなどの理由により、一般の開放を行っておりません。(西淀川区役所 地域支援課(教育支援グループ))

**淀川区**／淀川区では、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供することにより、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、教育コミュニティづくり及び生活の質の向上に取り組むため、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市淀川区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放しております。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っておりますので、ご利用にあたっては、各運営委員会へご連絡ください。各運営委員会の連絡先については、淀川区役所へお問合せいただくか、淀川区役所のホームページにて「学校体育施設開放事業」と検索いただくと、各運営委員会の連絡先であるメールアドレスなどを掲載しております。(淀川区役所市民協働課教育支援担当)

**東淀川区**／大阪市では、学校体育施設開放事業により市内の小中学校の運動場や体育館等の体育施設を開放しております。学校体育施設開放事業とは、スポーツ基本法第13条第1項の規定により、大阪市立の小・中・高等学校及び特別支援学校の体育施設を、学校教

育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図ることにより、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的として、大阪市教育委員会の職務権限に属する事務として、区長及び経済戦略局長の補助執行により実施している事業であります。小中学校の体育施設をご利用される場合は、お住まいの地域の小中学校を管轄する運営委員会がありますので、該当する運営委員会に直接ご連絡していただくか（連絡先を公開している運営委員会のみ）、区役所経由で運営委員会から利用者様あてに連絡をさせていただくこととなります。また、プールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため、学校体育施設開放事業では開放しておりません。（東淀川区役所保健福祉課（保健企画））

**東成区**／東成区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市東成区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、東成区役所へお問い合わせください。なお、学校体育施設開放事業において、プールの開放は実施しておりません。（東成区役所市民協働課）

**生野区**／大阪市では、市立学校体育施設について、大阪市学校体育施設開放事業により、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供しております。生野区での学校体育施設開放事業については、「生野区学校体育施設開放事業実施要綱」により、各小・中学校に設置している「学校体育施設開放事業運営委員会」で、利用団体の調整を行っています。なお、プール施設について、生野区では開放しておりません。（生野区役所地域まちづくり課安心まちづくり担当）

**城東区**／城東区では「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「城東区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき区内の小中学校の体育施設（グラウンド及び体育館）を学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、地域住民（原則として校区内の児童・生徒・住民）の皆様へ継続的にスポーツ活動の場や機会を提供しています。この事業において、利用を希望される団体、グループの利用調整は学校ごとに設置する「学校体育施設開放事業運営委員会」が行っております。各運営委員会の連絡先については、城東区役所へお問い合わせ下さい。なお、プールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため学校体育施設開放事業では、開放しておりません。（城東区役所 市民協働課（市民活動支援担当））

**鶴見区**／鶴見区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「鶴見区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の小・中学校の運動場や体育館を、学

校教育に支障のない範囲で地域住民に開放することで、自主的、主体的な運営や活動の推進を図り、住民の健康・体力の維持増進や生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営は、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、鶴見区役所へお問い合わせください。なお、プールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため、学校体育施設開放事業では開放しておりません。（鶴見区役所地域活動支援課（こども・教育））

**阿倍野区**／阿倍野区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市阿倍野区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っており、体育館や運動場等の利用につきましては、各学校の「学校体育施設開放事業運営委員会」が管理しております。学校のプールにつきましては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため、一般の開放を行っておりません。各運営委員会の連絡先につきましては、阿倍野区役所総合企画課（総合企画）へお問い合わせください。（阿倍野区役所総合企画課（総合企画））

**住之江区**／本市（住之江区）では、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上のため、学校体育施設開放事業として、小中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民（原則として校区内の児童・生徒・住民）に継続的なスポーツ活動の場や機会を提供しております。ただし、プールについては、大阪府遊泳場条例により開放しておりません。事業の運営にあたっては、学校ごとの「学校体育施設開放事業運営委員会」において、利用希望団体・グループの利用調整等を行っています。各運営委員会の連絡先につきましては、住之江区役所協働まちづくり課へお問い合わせください。（住之江区役所協働まちづくり課）

**住吉区**／住吉区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市住吉区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で地域住民（各校区の住民が中心となって学校・家庭・地域の連携をめざして活動する団体等）に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、住吉区役所へお問い合わせください。（住吉区役所教育文化課）

**東住吉区**／東住吉区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市東住吉区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対し

て開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し、利用調整等を行っております。各運営委員会の連絡先については、東住吉区役所へお問合せください。(東住吉区役所区民企画課次世代育成担当)

**平野区**／平野区では「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市平野区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供し、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の支援を図るとともに、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。開放事業の対象となる体育施設としましては、運動場、体育館（講堂を含む）、格技室（武道場）等で、プールは対象外です。施設の利用調整は、学校ごとに設置している「学校体育施設開放事業運営委員会」において実施しております。各学校の運営委員会の連絡先につきましては、平野区役所へお問合せください。(平野区役所まちづくり協働課人権・生涯学習担当)

**西成区**／西成区では、「大阪市学校体育施設開放事業実施方針」及び「大阪市西成区学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、区内の市立小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民に対して開放することで、継続的なスポーツ活動の場や機会を提供し、健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に取り組んでおります。事業の運営にあたっては、学校ごとに設置の「学校体育施設開放事業運営委員会」が利用調整等を担っております。各運営委員会の連絡先については、西成区役所へお問合せください。なお、当区では、プールについては開放しておりません。(西成区役所市民協働課生涯学習担当)

## <障害者総合支援法>

### 19. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の負担軽減措置を講じてください。

【基本回答】自立支援給付における利用者負担については、国において利用者本人の属する世帯の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものであり、利用者負担が困難な場合の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・在宅サービス等軽減、補給給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。軽減措置につきましては、今後も引き続き、国に対して、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な負担軽減措置、制度改善を行うよう要望するとともに、今後も、これらの各減免措置を十分活用していただきたいと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

い者施策部障がい支援課)

### 20. 次期報酬単価改定にあたり、基本報酬単価を大幅に引き上げ、食事提供加算など障害当事者の生活に大きく関係する加算を拡充するよう、国に強く要望してください。

【基本回答】国においては「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」により平成30年度の報酬改定に向けた議論が進められており、平成30年2月頃までに概要が取りまとめられる予定となっております。本市としてもその動向を注視しているところです。本市としましては、障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、事業者による安定したサービス提供が実施できるよう、適正な報酬単価の設定について引き続き国に対して要望してまいります。なお、食事提供体制加算については、国の制度として今後とも継続して実施されるよう、また、利用者や事業者の実態に見合う必要な単位数が設定されるよう国に対して要望しております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

### 21. 大阪市障害者計画及び障害福祉計画の各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。また、現在国で検討されている地域生活支援拠点（障害児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。

【基本回答】本市では、障がい者施策の基本的方向性を示す「大阪市障がい者支援計画」と、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策を定める「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進しています。現行計画が平成29年度末に終了することから、次期「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定に向けて検討を進めており、国の基本指針に基づき、成果目標及び障がい福祉サービス等の必要なサービス見込み量を設定するとともに、その確保のための方策について、障がいのある方や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」においてご議論いただきながら、障がい者施策のより一層の充実に向け、次期計画を策定してまいります。地域生活支援拠点については、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能について、地域の実情に応じて整備することとされており、本市におきましては、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を基本として整備を進めることとしております。本市では、国が示す5つの各機能について、現場でのニーズや課題等を勘案しながら検討を進めており、障がい者が地域で安心して生活していくために、相談支援体制の充実や、緊急時の受入れや重度の障がいのある人にも対応できるサービス基盤の充実が重要であると考えております。そ

のため、各区単位を中心とした地域での支援体制の充実に向け、必要な機能の整備について進めてまいりたいと考えております。なお、地域での支援体制の充実にあたっては、確実な財政上の対応が必要となることから、国に対しては、これらを支えるサービス提供基盤の充実につながるよう、報酬面の要望を行っております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**22. 障害支援区分をなくし、障害者一人ひとりの実態に即して必要なサービスが受けられるよう、国に制度の改善を働きかけてください。また大阪市においては、支給決定においては、障害支援区分は勘案事項であるという原則を遵守し、利用者の希望に応じた支給決定を行ってください。**

【基本回答】現在、国において、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第4項)として障がい支援区分が設けられているところです。本市におきましては、障がい福祉サービスの支給決定にあたりましては、障がい支援区分のほか、介護者の状況、居住の状況など障がい者の様々な状況についてきめ細かに確認するとともに、サービス利用の意向に基づきサービス利用計画案を作成し、それらを総合的に勘案したうえで適切な支給決定を行うこととしております。今後も利用者の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**①障害支援区分について、認定調査員への研修を徹底し、調査員によって格差が生じないようにしてください。**

【基本回答】障がい支援区分の認定調査にあたっては、認定調査員に対し、就任時だけでなく、理解を深めるための研修会を開催するなど、調査員マニュアル等国基準の周知徹底をはかってきたところです。今後も、より適切に区分認定が行えるよう、調査員への研修に努めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**②大阪市が障害支援区分ごとに設けている「居宅支援決定基準」を撤廃し、一人ひとりの必要に応じて支給時間を決定してください。**

【基本回答】居宅介護の支給決定を公正かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定めております。しかしながら、支給基準時間を超えて支援を必要とする理由がある場合には、各区保健福祉センターと福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**③支援学校卒業生が就労継続支援B型事業を希望する場合、アセスメントを受けなくても支給決定できるようにしてください。**

【基本回答】就労継続支援B型事業を希望し、就労経験や年齢等の本事業の対象者要件に該当しない場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」により、就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む。)し、そのアセスメント結果や、本人の希望を考慮したうえで、区が事業の利用を決定することが必要となります。今後も本人の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**④障害支援区分に関わらず、希望するすべての人が生活介護を利用できるように国に働きかけてください。**

【基本回答】生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに対し必要な支援を提供できるよう、国に対して引き続き働きかけを行ってまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**23. 障害者及び高齢障害者が安心して利用できる生活施設を市内各地に整備してください。また、医療的ケアを含めた重度の障害者が安心して生活できる「暮らしの場」を整備してください。**

【基本回答】本市においては、現在、新たな障がい者支援施設を整備する予定はありません。本市では、施設から地域生活への移行の推進に取り組んでおり、今後とも、障がいのある人が可能な限り施設に入所することなく、地域で安心して生活を続けることができるよう、地域移行や地域定着等の支援の充実を図ってまいります。また、本市では、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備する地域生活支援拠点等の整備を進めることとしております。整備にあたっては、地域生活の支援に必要な機能を面的に整備することとしており、医療的ケアが必要な人など、重度の障がいのある人に対しても専門的な対応を行うことができる体制の充実も重要であると考えており、ニーズ等を踏まえた必要な機能について引き続き検討を進め、障がいのある人を地域全体で支える体制の強化を進めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課、障がい支援課)

**24. 障害児の生活施設が安定して運営できるよう改善を図ってください。**

**①障害児入所施設における職員配置基準や施設最低基準を大幅に改善するよう国に強く要望してください。また、大阪市として改善に向けた予算措置を講じてください。**

【基本回答】児童福祉法による障がい児入所施設については、よりきめ細やかな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができる適切な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ②看護師・臨床心理士などの専門職員を複数配置できるように国に強く要望するとともに、市として加配措置を講じてください。

【基本回答】国に対して、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引き続き要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ③「強度行動障害特別処遇加算費」については、正規職員として職員を加配するために、必要な財源措置を国に要請してください。

【基本回答】本市においては、措置又は契約により入所している強度行動障がい児に対し、行動障がいの軽減を図り福祉の推進に資するため、「強度行動障がい児特別支援加算」(3年間)の支給を行っております。施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ④「被虐待児受入加算費」については、正規職員として職員を加配するために、必要な財源措置を国に要請してください。

【基本回答】措置により入所している被虐待児に対しては、よりきめ細やかな支援が行えるよう「被虐待児受入加算費」(1年間)の算定を行っております。また、平成24年度からは、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、小規模グループケア加算が報酬上算定されております。施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ⑤「大阪市障がい児入所施設療育機能強化事業」を今後も継続実施してください。

【基本回答】本市では、平成26年8月から平成28年度の3年間で、「障がい児入所施設療育機能強化事業」として18歳以上の年齢超過者が多く入所する福祉型障がい児入所施設にコーディネーターを配置し、施設と連携しながら年齢超過者の地域移行の促進に努めてきたところです。しかし今般、平成30年3月末までとされていた年齢超過者の障がい児施設利用に係る、指定基準の特例措置が、平成33年3月末まで延長されることが、急遽国より示されました。特例措置の延長を踏まえ、本市としましては、引き続き障がい児施設と調整しながら、年齢超過者の円滑な地域移行の促進について改めて必要な支援のあり方について検討を進め、障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に努めてまいります。併せて、国に対しては年齢超過者を含め、現在障がい児入所施設に入所している障がい児等が必要なサービスを受けることができるよう、指定基準の緩和や財政的支援等必要な対策を講じるよう要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ⑥「小規模グループケア加算費」の増額を国に要望するとともに、必要な職員が確保できるよう大阪市として手

立てを講じてください。

【基本回答】小規模グループケア加算については、障がい児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別な関係を重視したきめ細かなケアを行うため、小規模グループによるケアを行った場合に加算を算定しております。施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

25. グループホーム制度を拡充してください。

①「大阪市障がい者グループホーム整備費及び設備整備費補助」を拡充し、土地買収等に係る経費も補助対象としてください。また、高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が安心して生活が継続できるよう、補助額を増額し適用箇所数を拡充してください。

②消防法改正に伴う施設整備について、スプリンクラーや自動火災報知機等の設置に係る費用の全額を補助金でカバーできるように国に強く要望するとともに、大阪市としても必要な措置を講じてください。また、障害支援区分の変更等でスプリンクラー設置が必要となったグループホームに対し、設置に係る必要な支援を行ってください。

③賃貸住居によるグループホームの消防法関連対応について、大阪市として必要な支援策を講じてください。

④市営住宅におけるグループホームについては、大阪市の責任で消防設備の整備・維持を行ってください。

【基本回答】①～④ 本市におきましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であるとの認識にたち、グループホームの設置を促進するため、社会福祉法人等が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外である、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費の補助を実施しているところです。また、障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームにおいて、重度障がい者や高齢障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、国に対しては、適正な報酬単価の設定を行うなどグループホームの報酬を引き上げること、今後もグループホームの設置を推進できるよう対策を講じるとともに、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じること引き続き要望してまいります。スプリンクラー等の消防設備の設置義務につきましては、建築基準法上の取扱いに関する府下の申し合わせを行い、市消防局においては消防設備等の設置に係る特例基準が設けられているところであり、本市指定グループホーム事業者の対応状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、今後も引き続き、グループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、各関係機関と連携しながら状況把握に努めてまいります。また、国に対しては、スプリンクラー設置にかかる事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じるよう要望しているところですが、経過

措置終了後の平成 30 年度以降においては、入居者の変更や障がい支援区分の変更等の事情によってスプリンクラー設置義務が新たに生じた場合に、猶予期間なく設置を求められることが想定されることから、引き続き国に対して、入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、グループホームの安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じることを要望してまいります。また、今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、設置促進及び既存グループホームの存続に取り組んでまいります。また、賃貸住居や市営住宅を含めグループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、今後も引き続き各関係部局と連携してまいりたいと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ⑤「自立生活援助」によって、グループホームでの暮らしを望む軽度障害者等が、本人の意思に関わらず一人暮らしに移行させられることのないようにしてください。

【基本回答】グループホームは、現行制度において、障がい支援区分「非該当」の方から「区分6」の方までが利用することのできるサービスであり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。また、「地域移行」とは、単に居住の場所が施設や病院等から地域に変わるということではなく、障がいのある方が個々の希望に基づき、自ら選択した「住まいの場」で希望する「暮らし」を実現するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることだと認識しております。平成 30 年度の法改正や報酬改定等において、グループホームでの地域生活を希望する障がい者が、障がい支援区分による利用制限を受けることのないよう国の動向を注視するとともに、適正な制度設計を行うよう国に対して要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ⑥障害支援区分 4 以上または 65 歳で日中系サービスが利用できない者を、日中グループホームで支援した際の「日中支援体制加算 (I)」について、加算対象が平日のみであったり、利用者が 2 名であっても 1 名分と同額であったり等、その内容は不十分なものです。重度障害者や高齢障害者が安心して生活できるように、その改善を国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。

- ⑦土・日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所や、本人の急病などで日中をグループホームで過ごす必要がある場合、日中支援をグループホームで十分行うことができるよう、現行制度の拡充を国に強く求めてください。また、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。

- ⑧社会的入院の解消などでグループホームを利用する場合、利用者が安定して生活ができるまで、暫定的に入

居場所と同一敷地内で日中支援事業が実施できるようにしてください。

- ⑨夜間支援体制加算について、障害支援区分にかかわらず支援対象者の人数によって算定するなど、重度障害者や高齢障害者の支援が十分に行える内容とはなっていません。必要な職員が配置できるよう、制度の拡充を国に強く求めてください。

【基本回答】⑥～⑨ グループホームは、現行制度において、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。本市としましては、今後も引き続き障がい者の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたくて考えております。また、日中支援や夜間支援の体制については、平成 26 年度からのグループホーム一元化に伴い、国において、一定評価がされているところですが、本市としては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算、夜間支援体制加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

- ⑩グループホーム利用者の通院介護に移動支援のヘルパーが利用できるようにしてください。また現状の通院介護によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院や回数が月 2 回などの利用制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。必要に応じて利用できるようにしてください。

【基本回答】グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成 19 年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月 2 回まで利用が可能となりました。また、急病など緊急避難的な対応が必要な場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、適正な報酬や職員配置基準等の制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

26. 短期入所(ショートステイ)事業を拡充してください。

①設置個所を増やすために、「グループホーム整備費及び設備整備費」と同様の補助金制度を創設してください。

②緊急時対応ができるよう、緊急枠として空床を確保するための補助制度を創設してください。

③各行政区に利用相談窓口を設け利用手続がスムーズに行えるようにしてください。

④強度行動障害も安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。

【基本回答】短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。また、利用が必要な時に円滑に利用できるようサービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

## 27. 相談支援事業を拡充してください。

①指定特定相談支援事業のサービス等利用計画作成等においても、一般相談支援事業と同様にサービス等利用計画作成にとどまらず日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。こうした実情を踏まえ、制度を改善し相談支援が円滑に行えるよう国に要望するとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。

【基本回答】現行の計画相談支援の報酬体系では、相談支援の業務に見合った十分な報酬を得ることが難しい現状に鑑みて、国に対し、サービス等利用計画の作成及び見直しのみを報酬上、評価するのではなく、すべての指定事業所において運営が成り立つよう、必要な種類の加算を設けるなど、報酬体系の見直しを早急に行うよう要望を行っております。なお、本市の厳しい財政状況から、本市独自の支援策は困難であると考えております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

②大阪市・区保健福祉課と各指定相談支援事業所との連携を強化してください。個人のケース記録などの情報を本人の同意を得たうえで共有して、公的責任の下で統一した総合支援が行えるようにしてください。

【基本回答】行政が作成したケース記録などは、本市内部での意思決定の際の判断材料となる公文書であり、外部に情報提供する必要がある場合は、その都度、必要最小限の情報のみを、ご本人の承諾を得たうえで提供しております。本市機関と相談支援事業所が該当資料を常時共有するのは馴染まないものと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

③サービス利用計画の完全実施が求められているものの、まだまだ相談支援事業所(相談支援専門員)の絶対数が不足している状態です。初任者研修や現任者研修を大幅に増やすなど、市独自に相談支援専門員の養成・配置に向けた対策を講じてください。

【基本回答】本市では、市内の指定特定相談支援事業所の絶対数が不足している状況を踏まえ、区地域自立支援協議会、区役所、区障がい者相談支援センター、大阪市障がい者基幹相談支援センターなどと連携して、事業所立ち上げの説明会を開催してきているほか、各区での説明会に活用できるテキストづくりなどの取組みを行っております。相談支援従事者研修は都道府県が実施主体とされており、市独自での研修実施はできませんが、大阪府に対し相談支援従事者研修の充実について要望しております。また、国に対しては、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引き続き相談支援報酬の引き上げに関する要望を行ってまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

④行政(区保健福祉課)として、サービス利用を希望する障害者に、相談支援事業所のあっせん紹介をして、サービス利用が円滑に行えるようにしてください。

【基本回答】本市では、障がい福祉サービス等の支給申請者に対し、計画相談支援について案内を行い、相談支援事業者を選びやすいよう市内事業者一覧を毎月作成して一覧表から選択できるようにするとともに、定期的な調査により、各相談支援事業者の計画相談支援の対応可能状況を集約し、各区保健福祉センターに提供することで、円滑に計画相談支援につなげる取組みを行っております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

28. 就労継続A型事業所について、不適切な運営や支援を防止するため監査・指導を強化してください。

【基本回答】本市では、就労継続支援A型事業所を含めた指定障がい福祉サービス事業者等に対して、指定時研修、集団指導及び事業所を直接訪問して行う実地指導等を実施しております。実地指導にあたっては、事業の適正な運営とサービスの質の確保にむけて、設備基準、人員基準及び運営基準などが遵守されているかの確認や帳票類と請求情報を突き合わせて、不適切な報酬請求がないかなどの確認等を行っております。特に就労継続支援A型事業所につきましては、平成29年3月、厚生労働省より「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」が通知され、本市としては、この通知に基づき、利用者の意向や能力等を踏まえ個別支援計画が作成され、当該計画に基づいたサービス提供が行われているかなど、運営面について事業者に対し指導しているところであります。また、実地指導の際、事業所内の見学を行い、設備の状況などを確認するとともに、実際の支援状況を確認することにより、不適切な支援の防止を図り、適切な支援が実施されるよう、必要に応じて事業者に対し指導しているところであります。(福祉局障がい者施策部運営指導課)

29. 居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

【基本回答】介護報酬については、都市部では介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況であるため、処遇改善につながるよう、適切な介護報酬の設定など必要な対策を講じるよう、平成29年7月に国に対して要望したところです。また、介護職員の処遇改善につきましては、平成27年度の拡充に加えて、平成29年度の介護報酬改定においても、介護人材の職場定着の必要性、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、新たな区分が創設されたところです。介護保険は、全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、国に対し引き続き要望を行ってまいります。(福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導)、介護保険課(保険給付))

30. 同行援護事業について、利用者の社会参加を制限することのないよう、東大阪市や枚方市などのように利用時間上限51時間を80時間に延長してください。

【基本回答】大阪市では、同行援護について、一月あたり障がい者（18歳以上）については51時間の支給基準時間を設けております。なお、支給基準時間を超えて支援を必要とする理由がある場合には、各区保健福祉センターと福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。（福祉局障がい者施策部障がい支援課）

31. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

①補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて補装具の損傷が激しい場合などの際には、必要に応じて給付するようにしてください。

②自己負担なく補装具や日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。

【基本回答】①②補装具費の再支給については、国が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に抛らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給しています。日常生活用具の給付上限額については、障がい者等が用具を使用するうえで最低限必要な機能を有した用具を基準に市場価格等を考慮し設定しています。今後も、市場価格の動向を反映した上限額の設定に努めてまいります。（福祉局障がい者施策部障がい支援課）

③日常生活用具のベッドなどは、身体や障害の状況に応じて変更が必要です。一律に耐用年数を決めずに臨機応変に対処してください。またレンタル方式も検討してください。

④紙オムツなどの支給は、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患によらず、低所得者には支給してください。

【基本回答】③④ 日常生活用具の再支給については、本市が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に抛らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める日常生活用具を支給しています。今後も、区に寄せられる意見など市民ニーズを把握し、適正な運用に努めてまいります。今後も、市場価格の動向を反映した上限額の設定に努めてまいります。紙おむつについては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着することができないなど紙おむつが必要な方、または乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方としています。（福祉局障がい者施策部障がい支援課）

⑤IH台所用機器を肢体障害者にも日常生活用具として支給してください。

⑥情報不足を補い社会参加を促進するために、パソコンを日常生活用具として復活させてください。

【基本回答】日常生活用具の給付については、地域生活支援事業への移行にあたり、国において用具の定義が次の3点の要件をすべて満たすものとされており、本市ではこの定義を踏まえながら、支給品目の設定を行っているところです。・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの。・製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。本市では、電磁調理器の給付につきましては、日常生活を営むうえでより制限が多いと考えられる重度の視覚障がい又は知的障がいのある、単身もしくはこれに準じる世帯の方を給付対象としております。パソコンにつきましては、その利便性から障がいのある方についても日常生活での様々なバリアを解消する一助になっている点は認識しておりますが、近年における職場や各家庭への普及状況等から日常生活用具の要件全てを満たすものとは考えにくく、国と同様に平成18年10月に給付品目の見直しを行ったところです。（福祉局障がい者施策部障がい支援課）

32. 移動支援事業を拡充しヘルパー確保に向けた支援策を講じてください。

①障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

【基本回答】本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。（福祉局障がい者施策部障がい支援課）

②利用対象者を拡大してください。

【基本回答】本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく地域生活支援事業の一つとして実施しています。移動支援事業への移行に際しては、これまで受給されている方のサービス低下をきたさない観点から、支援費制度の事業内容等をもとに本事業を創設

いたしました。また、施設入所されている障がい者のうち、特に重度の障がいを有する肢体不自由の方を対象に、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加を促進する観点から「施設入所者ガイドヘルパー派遣事業」を実施していましたが、障害者自立支援法の施行に伴い、地域生活支援事業の移動支援事業として実施しております。対象者の拡大につきましては、現在のところ困難であると考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**③通院への利用を制限しないでください。**

【基本回答】通院に関しては、原則として居宅介護事業における通院等介助の利用となりますが、急な通院などで、通院等介助の支給決定がなされていない方につきましては、移動支援の利用も認めているところです。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**④大阪市として早朝加算等の加算制度を行ってください。**

【基本回答】移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えます。今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置等を講じるよう要望してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**⑤1か月の移動支援時間数上限51時間を拡大してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。**

【基本回答】大阪市では、移動支援について、一月あたり18歳以上の障がい者は51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としているため、翌月に持ち越すなどの運用は行っておりません。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**33. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善してください。**

①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。委託料をせめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。

②委託料の算定は各障害の特性に配慮して、通院など必要不可欠な事由については出席扱いする、年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。

③年度当初の利用登録人員で委託料の支給決定をしてください。

【基本回答】①～③ 地域活動支援センター事業(活動支援A型)の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。委託料の算定

については、緊急性や効果的な支援を図るために職員が自宅へ訪問したり、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合、その日報やサービス提供記録等を作成するなどにより、支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることは可能としています。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。基本委託料については、運営実績を反映したものとするために前年度平均利用人数に基づき算定しているところですが、当該年度平均利用人数を反映し、年度末に精算を行っているところです。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

**34. 聴覚障害者・児へのコミュニケーション支援施策を拡充してください。**

**①手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業の予算を拡充してください。**

【基本回答】当該事業の予算の拡充につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要な不可欠なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることから事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

**②各区役所に手話通訳者・相談員を正規職員で設置してください。配置されるまでの間、手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による対応を行ってください。**

【基本回答】聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しており、日常生活に不可欠なコミュニケーション手段の確保や生活相談につきましては、同事業をご利用いただきますようお願いいたします。平成29年度からは区役所窓口におけるタブレット端末を利用した遠隔手話通訳を環境が整った区役所から順次導入していく予定としております。聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えておりますが、福祉局といたしましては、各区役所への手話通訳者・相談員の正規職員の配置は困難な状況です。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

**③福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。プロポーザル方式ではなく、対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式とってください。**

【基本回答】業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。一方で、これまで

特名随意契約など特定の事業者と契約していた事業については、複数の事業者が実施可能となっている場合もございます。本市としましては、市民の皆様にご理解を頂こうえで、適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分理解したうえで事業を進めていきたいと考えています。なお、当該2事業につきましては、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引き継ぎ期間を設けるよう条件設定したうえで、公募型プロポーザル契約を実施しております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

④大阪市に身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置し、映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充できるための拠点を確保してください。

【基本回答】本市では身体障害者福祉法第34条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方に対して実施しているところであります。現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定はございませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

⑤両耳の聴カレベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象となっていない児童に対する補聴器の修理代の支給を図ってください。

【基本回答】本市では、平成23年度より両耳の聴カレベルが60デシベル以上70デシベル未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を支給しています。また、平成28年度より対象者の範囲を30デシベル以上に拡大し実施したところであり、本市の厳しい財政状況から、現時点では修理代の支給は困難であると考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

⑥ろう者のスポーツ参画を拡充するために、スポーツ競技団体に限らず、一般の障害者団体も対象に団体競技スポーツ大会出場奨励金の交付をしてください。また、デフリンピックや国際や全国規模の競技大会のメダリストや入賞者に対する表彰および報奨金を設けてください。

【基本回答】障がい者スポーツの普及、振興を図り、障がい者福祉の一層の発展に期することを目的として、本市からの貸付金により、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪市障がい者スポーツ振興助成事業として、市内に在住する障がいのある方及び本市障がい者スポーツの振興に寄与する団体を対象に助成を行っております。また、報奨金は設けておりませんが、表彰に関しましては、デフリンピックや国際大会における入賞者の方への表彰について検討してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

35. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に沿い手話の拡充を図ってください。

①条例の啓発を強化してください。

【基本回答】「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」については平成28年1月に制定・施行されており、条例では手話への理解の促進及び手話の普及を行うとされています。大阪市こころを結ぶ手話言語条例が施行された以降の周知・啓発としては、ホームページに情報を掲載し、医療機関や障がい福祉サービス事業者等各種関係機関に対する研修や集団指導等の機会があるごとに、周知・啓発を行っているところです。平成29年3月には大阪市手話に関する施策の推進方針も策定しており、大阪市の全ての所属に送付しています。推進方針を策定する過程においては、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまからのご意見も頂いたところです。今後も引き続き、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に関する周知・啓発に努めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

②手話通訳者を短期間で養成するための専門機関を設置してください。

【基本回答】手話通訳者の養成につきましては国の課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラムについて」(平成10年7月24日付け障令第63号)に従い、基本課程35時間・応用課程35時間・実践課程20時間、合計90時間の養成のカリキュラムが定められています。本市では手話通訳者の養成を大阪府と共同で実施しており、各課程を初級・中級・上級の3つの講座で実施しており、各講座は1年間かけて実施するものとしております。手話通訳者の養成については国の定めるカリキュラム等を考慮すると、一定の期間を要するものと認識しています。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

③難聴者・中途失聴者が手話を短期的に学習するための学習機関を設置してください。

【基本回答】難聴者・中途失聴者に対しては口話教室を実施しております。難聴者・中途失聴者の方々は既に音声言語を習得しており、筆談、要約筆記及び口話による意思疎通を行うことが多いと推測されますので、手話を学習する機会を本市が提供することについては難聴者・中途失聴者のご意見をお聞きしながら、慎重に検討を行わなければいけないと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

④手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を図ってください。

【基本回答】「手話マーク」「筆談マーク」は「筆談で対応できる」「手話で対応できる」ことが誰にでも一目でコミュニケーション手段がわかるよう一般社団法人全日本ろうあ連盟が策定されました。本市ホームページにおきまして、障がいのある方のための各種マークを掲載し、様々なマークにつきまして普及啓発を行っているところです。「手話マーク」「筆談マーク」につきましても掲載を検討してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

⑤大阪市主催の全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。また、手話通訳者も事前申込制(希望制)

ではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。

【基本回答】大阪市が実施する講座にかかる手話通訳者の設置については、各講座を実施する所属が行うこととなります。聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えておりますが、福祉局といたしましては、全ての出前講座における手話通訳者員の配置は困難な状況です。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

⑥大阪府が2017年4月から展開している乳幼児期手話獲得支援事業を大阪市でも実施してください。

【基本回答】乳幼児期手話獲得支援事業は「大阪府と公益財団法人大阪聴力障害者協会との大阪府手話言語条例に基づく施策の推進に関する協定」に基づき、公益財団法人大阪聴力障害者協会が日本財団の資金援助を受けて実施している事業であり、大阪府が実施している事業ではないとお聞きしております。また、大阪市民である聴覚に障がいを有する児童及びその保護者の方についても利用可能であることも確認しております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

## <介護保険>

36. 介護保険対象となった障害者に対して一律に介護保険サービスを優先することなく、厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。また、介護保険制度利用を余儀なくされた者については、障害者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料としてください。「重度訪問介護」を介護保険の訪問介護に置き換えることは、利用者や事業者の意向を酌み慎重におこなってください。

【基本回答】本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険(総合事業を含む。以下同じ。)にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。また、そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。本市におき

ましては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。また、介護保険サービスを利用するにあたっては、利用料として、サービスに係る費用の1割又は2割を負担いただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の第2段階の方については、平成17年10月から月額負担上限額を15,000円とする等、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう配慮されています。また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護サービス費等を支給しております。加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者サービス費として支給されています。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。(福祉局障がい者施策部障がい支援課、高齢者施策部介護保険課(保険給付))

37. 介護予防・日常生活支援総合事業に移行しても、これまで通り要支援の方に対して、ホームヘルプサービス・デイサービスを受けられるようにしてください。

【基本回答】本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。要支援の方に対する通所型サービスについては、引き続き現行相当のサービスを提供するとともに、訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き現行相当のサービスを提供しています。また、自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険(総合事業を含む。以下同じ。)にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービス支給量が介護保険法の保険給付だけでは十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて介護保険法による保険給付に加えて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定して

おります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課、高齢者施策部介護保険課(保険給付))

38. ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会(自立支援協議会)など、関係先に働きかけてください。

【基本回答】介護保険サービスは、サービス事業者との契約により利用する制度となっています。特別な配慮が必要な場合は、個々にサービス事業者と十分相談することが必要となります。(福祉局高齢者施策部介護保険課(保険給付))

39. 介護認定において、聴覚障害の障害特性としての生活管理の難しさやコミュニケーションや社会性構築の難しさなどが反映されるよう認定調査員の研修はもちろん、認定審査会でも周知を徹底化してください。

【基本回答】要介護・要支援の認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められており、本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めております。本市におきましては「要介護認定訪問調査に係る聴覚障がい者等への手話通訳者派遣事業実施要綱」を定め、要介護認定調査の実施にあたり、聴覚障がい等により意思疎通が困難な高齢者等が希望する場合には、認定調査実施時における手話通訳者の派遣を行い、当該調査において本人の心身状況等を的確に調査に反映するよう努めているところです。また、本市が市内の認定調査を全件業務委託している大阪市社会福祉協議会の認定調査員を対象に実施する研修におきましても、認定調査の実施にあたっては、障がい特性に充分配慮するよう徹底を図っております。今後とも、聴覚障がい等調査実施に配慮を必要とする方に対し適切な認定調査を実施することができるよう研修等のあらゆる機会を利用し、必要な情報の周知徹底に努めてまいります。(福祉局高齢者施策部介護保険課(認定))

40. 特別養護老人ホームへの入所対象者について、要介護1・2の特例対象に「聴覚・言語障がい」を加えてください

【基本回答】特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。このため、新たに入所する方については原則要介護3以上となりましたが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。なお、次の要件に該当する方は入所が認められます。・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見ら

れること、・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。(福祉局高齢者施策部高齢福祉課)

#### <その他福祉施策>

41. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮として、各区・各局および大阪市認定事務センターから送られてくる通知文書について、個別に点字や音声による情報提供の申し出があった場合、速やかに対応できるようにしてください。

【基本回答】大阪市では、障がいのある人が利用できる施策やサービスに関する情報、地域での生活に必要な情報について、障害者差別解消法による合理的配慮の観点から、障がいの状況や特性に応じて、点字や音声などによる情報提供を行えるよう、「大阪市障がい者施策推進会議」を始め、各区・各局へ対応を依頼し、申し出があった要求に的確に対応できるよう努めております。障害者差別解消法に対する本市の取組みとしては、「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領」を策定し、職員の制度への理解及び障がいへの理解を深めるための研修・啓発などを実施しており、今後とも合理的配慮の的確な提供に努めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課、認定事務センター)

42. 生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口の対応について、相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。

【基本回答】生活困窮者に対する支援窓口では相談支援員が、丁寧なアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、本人の自己選択・自己決定を基本に適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、対象者の経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立などを包括的・継続的に支援しております。引き続き、相談窓口においては関係機関と連携し、対象者の自立に向け丁寧かつ適切に支援してまいります。(福祉局生活福祉部自立支援課(生活困窮者自立支援担当))

43. 障害者が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーについて、相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。また、生活保護の住宅扶助費について引き下げしないよう国に強く要望してください。

【基本回答】ケースワーカーや査察指導員等が被保護者の方へ対応する場合には、障がいを有する有しないに関わらず丁寧な対応をするよう研修等を通じ指導を行っています。また、扶助費を含む生活保護法による保護の基準等については国により定められることになって

おり、地方自治体に裁量の余地はありません。(福祉局生活福祉部保護課)

44. 視聴覚情報提供施設において、点字指導員や朗読指導員とは別に、点訳や音読ボランティアに対して、パソコンやソフトウェアをサポートする職員を配置するよう国に求めてください。また当面大阪市として職員加配してください。

【基本回答】本市では、補助金等につきましては、市政改革プランに基づき、施設運営補助については原則補助率上限1/2の徹底を図ってきたところであり、日本ライトハウス情報文化センターに対する点字図書館運営補助につきましても、センターの運営経費の1/2の補助を行っております。本市としましては、日本ライトハウス情報文化センターや早川福祉会館点字図書室が点字図書や点字刊物の貸し出しをはじめ、様々な情報提供、ボランティアの養成等を通じ、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っているものと認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、補助金財源の確保に努めるとともに、国に働きかけてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

45. 視覚障害者に対する自立訓練は、歩行訓練など1対1で行うものが多く、視覚障害者の自立に必要な訓練を効率よく行うため、6対1の職員配置を2.5対1に改善するよう国に要望してください。また、大阪市独自に職員加配をしてください。

【基本回答】自立訓練事業の人員配置基準および報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。本市としましては、利用者によりよい支援の提供が可能となるよう、安定的な運営に向けた報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

46. 福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。聴覚障害者コミュニケーション支援事業、中途失明者訪問指導事業等については専門性や継続性を担保できるよう委託料を確保してください。また、プロポーザル方式ではなく、対象者である市民と業務従事者が安心できる委託方式としてください。

【基本回答】業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。一方で、これまで特名随意契約など特定の事業者と契約していた事業については、複数の事業者が実施可能となっている場合もございます。本市としましては、市民の皆様にご理解を頂こうと、適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分理解したうえで事業を進めていきたいと考えています。なお、当該2事業につきましては、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引き

継ぎ期間を設けるよう条件設定したうえで、公募型プロポーザル契約を実施しております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

## <医療>

47. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。少なくとも現行の負担が上らないように維持してください。また、償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。

【基本回答】今般、大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われる予定です。本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、府とともに制度を再構築し、持続可能な制度を構築することが必要と考えております。制度変更により、償還払い件数の増加が予想されることから、手続きに関し、可能な限り負担を軽減でき、かつ効率的な方法について、検討してまいりますとともに、丁寧な制度周知に努めてまいります。また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、引き続き要望していきたいと考えております。福祉局生活福祉部保険年金課(医療助成グループ)

48. 障害者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう(聴覚障がい者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む)国に強く要望するとともに、大阪市としての支援策を講じてください。また、大阪市重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業について、コミュニケーションに支援を要する幅広い人々を対象を拡大してください。

【基本回答】本市では、これまでも障がい者の入院中のヘルパー派遣等必要な支援について、他の指定都市等と連携しながら国に要望してきたところです。国においては、重度訪問介護の訪問先を拡大する法改正が行われ、平成30年4月1日から施行されることとあり、今後詳細が示されると考えられるため、国の動向について注視してまいります。また、大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合には、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該

当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

#### 49. 障害者の家計を脅かしている高額な国保料を大幅に引き下げてください。

【基本回答】国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、本市財政は極めて厳しい状況であります。平成29年度当初予算においては、136億円の任意繰入を含む、424億円もの市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しているところです。このような状況の中、医療分と後期高齢者支援金分を合わせた平成29年度国民健康保険料については、受益と負担の適正化の観点から、収入に対する保険料の負担割合を府内市町村並みとなるよう改定することを方針とし、平成28年度における保険料の本市の負担割合10.0%に対して、本市を除く府内市町村の過去5年間の平均が10.2%となっていることから、1人当たり平均保険料を前年度比+2%の改定としたところです。(福祉局生活福祉部保険年金課(管理グループ))

#### 50. 精神科救急医療について、「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がまだにあります。入院するような状態ではなく診療(外来診療、投薬など)を受けることで落ち着き一晩を何とか乗り越えられるといった状況にある方も多くいます。

##### ①精神科一時救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一時救急医療の主旨を周知してください。

【基本回答】大阪市が設置・運営している精神科一次救急診療所の診療時間の拡大等につきましては、従事者の人数や対応時間が限られ、精神科医師や看護師等の確保の課題があるため、現在のところ困難な状況となっております。精神科救急医療体制については、大阪府・大阪市・堺市共同で「休日・夜間の大阪府の精神科救急医療システム」を運営しており、各種協議会等の場を通じて、大阪府警本部、大阪府各消防隊に同システムについて周知を行っております。今後も引き続き、本市の精神科救急医療体制が円滑に実施できるよう努めてまいります。(健康局健康推進部こころの健康センター)

##### ②「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情

報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。

【基本回答】「こころの救急相談」につきましては、平成27年4月1日から「おおさか精神科救急ダイヤル」として運用しています。現在、「おおさか精神科救急ダイヤル」に入電があり、精神科救急で対応すべきと判断された場合には、「おおさか精神科救急医療情報センター」(以下、センター)に連絡を行い、センターと当番病院間との調整のうえ、救急外来及び入院治療の対応を行っており、引き続きスムーズな対応を行えるように努めてまいります。(健康局健康推進部こころの健康センター)

#### <交通・住宅・まちづくり>

#### 51. 市営地下鉄・市バスを障害者も利用しやすいようにしてください。

①多発する駅ホームからの転落事故を防止するため、可動式ホーム柵を設置してください。特に1日10万人以上が利用する駅については、2020年までに必ず設置してください。また、10万人未満の利用にとどまっている駅であっても、御堂筋線「長居駅」や「あびこ駅」、「谷町線」谷町九丁目駅、および四ツ橋線「肥後橋駅」など、視覚障害者の利用の多い駅には優先的に設置するとともに、これらの駅については設置が完了するまでの間、駅員等による「サポート強化駅」に位置づけてください。その他の駅ホームについても、遅くとも2025年までには可動式ホーム柵の設置を終えるようにしてください。

【基本回答】交通局では、プラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策は、重要な課題であると考えており、可動式ホーム柵の設置については、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線、千日前線へと路線単位での設置を基本として進めてまいりました。また、お客さまのご利用の多い御堂筋線においては、様々な課題が懸念されましたが、早期に対応が必要であると考え、特に転落事故の多い天王寺駅と心斎橋駅に先行して設置しました。平成28年12月には「駅ホームにおける安全性向上のための検討会(中間とりまとめ)」が公表され、交通局では、早期の取組みとして2019年度(平成31年度)中に谷町線東梅田駅及び堺筋線堺筋本町駅の2駅に可動式ホーム柵を設置し、中長期の取組みとして課題解決に向けた検討を進め御堂筋線的全駅へ可動式ホーム柵設置を目指しております。なお、可動式ホーム柵設置までの間は、視覚に障がいのある方へのお声かけや見守り体制を強化し、転落事故の防止に取り組んでいます。交通局では、御堂筋線へ可動式ホーム柵を設置するため、輸送力を落とさないという課題の解決を図っているところであり、平成29年2月3日には、特に混雑しております御堂筋線梅田駅となんば駅に、お客さまにスムーズに乗り降りしていただくことを目的とした床面シートを試験的に敷設したところです。今後も可動式ホーム柵設置後の車両扉及びホーム柵扉開閉時の安全確認に要する時間を確保するため乗降時間の短縮などに取組み、10万人以上の駅を多く含む御

堂筋線全駅への可動式ホーム柵設置を最優先に目指しています。(交通局鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課(鉄道バリアフリー企画))

プラットホームと電車床面との段差・すき間の縮小対策については、可動式ホーム柵の設置に合わせて行うことで、車いすやベビーカー等をご利用のお客さまにもスムーズに乗り降りしていただける総合的なバリアフリー化を図っていきます。(交通局鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課(鉄道バリアフリー企画))

交通局では、全ての駅において駅職員等による視覚障がい者への積極的なお声かけや見守りに努めるなどホームからの転落事故の防止に努めているところであります。その中でも、特に配慮が必要な駅をサポート強化駅として選定しておりますが、これは、国交省の設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間取りまとめで定められた基準に基づく「一日の乗降客数が10万人以上の駅」又は当局で実施しました視覚障がい者利用実態調査の結果を踏まえ「視覚に障がいをお持ちのお客さまのご利用が一日30人以上の駅」を選んだものであります。御堂筋線「長居駅」「あびこ駅」につきましては、すでにサポート強化駅に選定しており、谷町線「谷町九丁目駅」、四つ橋線「肥後橋駅」につきましては、選定に当たり上記基準を満たしていなかったことから、サポート強化駅とは致していません。しかしながら、当該駅の近辺に視覚に障がいをお持ちの方がご利用になられる施設があることは十分認識しており、当該駅の職員はその状況も踏まえ、お声かけやサポートに努めているところであります。今後とも、各駅のご利用状況等の把握に努め、必要な対応を検討するなど、視覚に障がいのあるお客さまが安全に地下鉄をご利用いただけるよう、努めてまいります。(交通局鉄道事業本部運輸部駅務課)

- ②地下鉄・市バスの民営化にともない、市内に居住する障害者への「無料乗車証」を廃止しないでください。また、これまでの磁気カード式の「スルッとKANSAIカード」が廃止されても、同方式の無料乗車証が引き続き利用できるようにしてください。

【基本回答】交通局では、プラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策は、重要な課題であると考えており、可動式ホーム柵の設置については、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線、千日前線へと路線単位での設置を基本として進めてまいりました。また、お客さまのご利用の多い御堂筋線においては、様々な課題が懸念されましたが、早期に対応が必要であると考え、特に転落事故の多い天王寺駅と心齋橋駅に先行して設置しました。平成28年12月には「駅ホームにおける安全性向上のための検討会(中間とりまとめ)」が公表され、交通局では、早期の取組みとして2019年度(平成31年度)中に谷町線東梅田駅及び堺筋線堺筋本町駅の2駅に可動式ホーム柵を設置し、中長期の取組みとして課題解決に向けた検討を進め御堂筋線の全駅へ可動式ホーム柵設置を目指しております。なお、可動式ホーム柵設置までの間は、視覚に障がいのある方へのお声かけや見守り体制を強化し、転落事故の防止に取り組んでいます。交通局では、御堂筋線へ可動式ホーム柵を

設置するため、輸送力を落とさないという課題の解決を図っているところであり、平成29年2月3日には、特に混雑しております御堂筋線梅田駅となんば駅に、お客さまにスムーズに乗り降りしていただくことを目的とした床面シートを試験的に敷設したところです。今後も可動式ホーム柵設置後の車両扉及びホーム柵扉開閉時の安全確認に要する時間を確保するため乗降時間の短縮などに取組み、10万人以上の駅を多く含む御堂筋線全駅への可動式ホーム柵設置を最優先に目指しています。(交通局鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課(鉄道バリアフリー企画))

プラットホームと電車床面との段差・すき間の縮小対策については、可動式ホーム柵の設置に合わせて行うことで、車いすやベビーカー等をご利用のお客さまにもスムーズに乗り降りしていただける総合的なバリアフリー化を図っていきます。(交通局鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課(鉄道バリアフリー企画))

本市では、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、大阪市営交通が運営する交通機関の「無料乗車証」及び「割引証」を交付しております。大阪市営交通が民営化されても、「無料乗車証」の廃止については、現時点では検討していません。また「無料乗車証」については、「スルッとKANSAI」対応カードに関連するものではなく、「スルッとKANSAI」対応カードの利用が終了した場合でも、引き続きご利用いただくことができます。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

- ③車いすでも「渡し板」なしで自由に乗車できるホームに改善してください。可動式ホーム柵未設置駅については、安全確保のためホーム要員を配置してください。

【基本回答】交通局では、地下鉄各駅へのホーム要員配置につきましては、各駅舎の規模、列車の運行頻度やホームの形状、ご利用者数などを考慮し、乗降人員の多いラッシュ時間帯を中心に要員を配置しております。各駅ホームの安全対策として、内方線を組み合わせた点字警告ブロック・非常停止合図装置の整備など様々な取組みに努めているところでありますが、限られた要員で駅を運営していることから、ホーム要員の終日配置につきましては難しいと考えております。今後とも、引き続きハード・ソフト両面から駅構内における安全確保に努めてまいります。

- ④市バス「住吉区役所前」から住吉区役所入り口まで、誘導ブロックを適切に敷設してください。

※補足／(1)バス停から道路を渡った区役所側歩道上の点字ブロックについて、いったん南に進んでから西に折れ途中で南(区役所方向)に折れています。そのため南に折れる点字ブロックの存在を知らないまま、そのまま西にわたる横断歩道に向けた誘導ブロックであると認識していました。それは、直角に折れる回数が多いため、よくなれた人でないと、どこにどのようにつながっているのかが、よく分かりません。(2)住吉区役所方面に向かう南行き一方通行に沿った歩道上から、区役所に枝分かれする点字ブロックについて、黄色ではなく通路色と同色のため点字ブロックとしての認識がきちんとできない恐れがあります。そのため、

自転車置き場をはみ出して自転車を止めることもあるなど、視覚障がい者の通行に危険を伴う可能性も生じます。

【基本回答】

市バス「住吉区役所区民センター」バス停は2箇所あり、「南住吉住宅前行き」バス停からは、住吉区複合施設（区役所・区民センター・図書館）敷地内に点字ブロックを敷設し、区役所北側玄関まで誘導しております。また、区役所南側玄関につきましても、複合施設西側にある歩道上の点字ブロックにて誘導しております。道路を挟んで北側にある「南住吉三行き」のバス停につきましても、西側の「住吉区役所北交差点」を経由して、「南住吉住宅前行き」バス停まで歩道上に点字ブロックが敷設されております。

【補足部分回答】

(1) ご要望の区役所の北西側交差点の南東角の点字ブロックにつきましては、本市の敷設基準に準じて修正いたします。(2) 住吉区複合施設敷地内の点字ブロックにつきましては、ご指摘を踏まえ、色の変更(黄色等)に向け、検討してまいります。

52. JR西日本に対し、「スルッとKANSAI協議会」が発行している重度障害者向けの「特別割引ICカード」を共通に利用できるようにするなど、障害者割引でも交通系ICカードが使えるよう働きかけてください。

(所管外のため回答なし)

53. 駅舎とその周辺施設を安全で障害者も利用しやすいものに改善してください。

①京橋駅の環状線から東西線への最高5回乗り換えを改善するエレベーター設置に関して、車椅子ユーザーからの告訴などにより、エレベーター設置だけにとどまらずに駅舎や京阪や地下鉄ルートなどの改善の動きがマスコミなどで報道されています。京橋駅全体の改築や駅周辺の街づくりも含めて具体的にどのように改善する計画なのか、その内容を教えてください。

【基本回答】平成29年8月に、国において、京橋駅周辺地区が都市再生緊急整備地域に拡大指定されたことを受け、京阪ホールディングス株式会社ならびに西日本旅客鉄道株式会社においては、ターミナル駅としてふさわしい駅利用者の利便性向上に資する交通結節点としての機能整備に連携して取り組むこととしており、本市としても、当地区がターミナル駅にふさわしいまちとなるよう、官民連携して取り組んでまいります。(都市計画局開発調整部開発計画課(地域開発)、都市計画局開発調整部開発誘導課(エリアマネジメント支援担当)、都島区役所 総務課(政策企画担当))

②京阪「京橋駅」とJR大阪環状線「京橋駅」の間の誘導ブロックについて、現在、広場の中央にあるため、献血車が止まっていたり、若者がライブなどをしていたりして、混雑しているなかを移動しなければならず、視覚障害者には、利用できる状況ではないため、京阪電車の出入り口からJR環状線の出入り口まで、まっすぐ敷設できるよう、京阪電車およびJR西日本と協議して実現してください。また、両駅の出入り口にチャ

イムを設置して、音による誘導もおこなえるよう両社に働きかけてください。

【基本回答】現在の敷設経路につきましては、京阪電車が駅出入口の混雑状況を考慮し、道路へ接続する駅構内のバリアフリー経路を北側の券売機側に設定されております。そのため、京阪「京橋駅」とJR大阪環状線「京橋駅」間を結ぶ視覚障がい者誘導用ブロックは、両駅のバリアフリー経路に接続する必要があるため、現在の位置(経路)に敷設しております。当該経路は非常に混雑している状況であると認識しておりますが、本来、バリアフリー経路は可能な限り最短経路を案内する必要がありますので、京阪電車へ今回ご指摘の主旨を伝えると共に、バリアフリー経路の改善に向け、京阪電車と共に検討してまいりたいと考えます。また、誘導チャイムにつきましても、鉄道事業者へ働きかけてまいります。(建設局道路部道路課、都市計画局開発調整部開発誘導課(エリアマネジメント支援担当)、都島区役所 総務課(政策企画担当))

③地下鉄京橋～JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるようにエレベーターを設置してください。

【基本回答】平成16年4月に京橋地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び駅周辺の道路で一体的なバリアフリー化の実現に向けた取り組みが関係事業者により継続して進められているところです。京橋地区では、JR京橋駅、京阪京橋駅、市営地下鉄京橋駅の3駅が立地することから、交通バリアフリー基本構想において、鉄道駅間の乗り換え経路についても主要な経路と位置付け、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の整備を行うこととしています。ご要望にあります地下鉄京橋駅からJR・京阪京橋駅までの乗り換え経路につきましては、基本構想策定時から、より安全で利便性の高いルート整備が望まれていましたが、既存の地下鉄京橋駅と京阪京橋駅間の地下通路につきましては、エレベーター等を新たに整備することは、大規模な改修となり現時点では実施が非常に困難であることや、地上についても、最短ルートは、歩道の幅が狭かったり自動車交通量が多く歩行者の通行が危険であるなどの理由により、遠回りにはなりますが、安全な移動が確保できる経路を主要な経路として位置づけました。今後も、すべての人が安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」の観点から、より安全で利便性の高い乗り換え経路が確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。(都市計画局開発調整部開発誘導課(エリアマネジメント支援担当)、都島区役所総務課(政策企画担当))

④ホーム上の待合椅子が線路方向と垂直に設置されるようになり、視覚障害者がホーム上を歩く際、椅子に座った乗客と正面からぶつかることが多くなったため、線路側を歩かざるを得なくなっています。こうしたことのないよう、ホーム上の構造物の設置にあたっては、障害者の利用を十分に配慮した上で設置するようにしてください。

【基本回答】ホーム上において、気分が悪くなった方が椅子から立ち上がり、そのまま直進することによるホーム転落事故の防止策として、線路に対し垂直に待合椅子を設置する駅が増えてきています。各鉄道事業者からは、例えばホーム端から一定以上の通路幅を確保する、階段の下など配置場所を工夫する、現地立会をしたうえでお客様の動線に支障がないことを確認するなど、鉄道事業者ごとにホーム上を通行される方の安全を十分に確保できるよう考慮したうえで対策を講じていると聞いております。(都市計画局開発調整部開発誘導課(エリアマネジメント支援担当))

⑤大阪環状線およびゆめ咲線のほか、JR西日本において今後、通勤型車両および近郊型車両が順次、3ドアタイプに統一され、ホーム上の停車位置が固定されることになり、可動式ホーム柵の設置が容易となります。つきましては、大阪市としてJR西日本に対し、早急に対象路線の駅ホームに可動式ホーム柵を設置するよう要望してください。特に1日10万人以上が利用する駅や視覚障害者が多く利用するにもかかわらず転落の危険が指摘されている駅については、早急に設置するよう働きかけてください。

【基本回答】国土交通省の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」から平成28年12月に出された「中間とりまとめ」において示された安全性向上に向けた対策では、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅においては、車両の扉位置が一定であること、ホーム幅を確保できること等の整備条件を満たしている場合、原則として平成32年度までに可動式ホーム柵を整備することとされています。大阪市としても、これを踏まえて、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することによって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的とした「大阪市鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業補助制度」を設けており、JR西日本をはじめ鉄道事業者に対し、引き続き整備計画等について聞き取りや整備に向けた働きかけを行ってまいります。(都市計画局計画部交通政策課)

54. バリアフリーの市営住宅を大幅に増設してください。また、築30年以上のバリアフリー住宅で、構造上はエアコンが1カ所しか取り付けられない住宅があります。温暖化で気温が上昇しており、熱中症等の命と健康にかかわることなので、そういう住宅には、エアコンが複数設置できるような工夫や配慮を市の責任で行ってください。

【基本回答】現在、新築する住戸については、高齢者や障がい者をはじめ、すべての方々が安全かつ安心して快適に生活できるように床段差の解消や、玄関・浴室・トイレへの手すりの設置などを行うとともに、共用部についても、階段や廊下への手すりの設置や福祉型エレベーターの設置を行うなど、高齢者や障がい者などに配慮した住戸建設を進めています。また、需給バランスを見ながら、車いす常用者向けの特別設計住宅の建設も福祉部局と連携して行っています。近年建設した住宅は、各部屋に壁掛けエアコンが設置できるよ

うなっていますが、平成3年以前の住宅については、壁掛けエアコンの設置ができる部屋は1カ所となっており、壁掛けエアコンの設置できないその他の部屋につきましては窓付けエアコンや冷風機等での対応をお願いしております。(都市整備局住宅部建設課(建設設計)、都市整備局住宅部保全整備課)

55. 市営住宅の家賃減免制度を元通りに復活させてください。

【基本回答】公営住宅の家賃は、その制度趣旨から、収入と住宅の規模・設備水準に応じた応能応益家賃として、所得の低い方でも負担可能な低廉な家賃となっておりますが、世帯の収入が著しく低いなどの理由により家賃の全額負担が困難な場合に、応能応益家賃を補完するための福祉的配慮として、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っております。平成24年2月の家賃減免認定分までは、政令月収74,000円以下の世帯を対象とし、政令月収を10段階に区分し、区分毎に家賃減免算定基礎額を定め、家賃減免算定基礎額に住宅係数を乗じて得た額と、各区分毎に定めた最低負担額を比較して、いずれか高い額を減免後家賃としておりました。しかしながら、当時の家賃福祉減免制度の適用を受けている世帯をみますと、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるという収入算定上の課題や、住宅の広さや設備水準等の便益が十分に反映されていないことなど、受益と負担の公平の観点からの課題がございました。そのため、平成24年3月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しました。(都市整備局住宅部管理課)

56. 住宅改造費助成制度の助成限度額を引き上げ、必要に応じて複数回数使える制度に拡充してください。

【基本回答】本事業は、障がい者の方の在宅生活を支援することを目的に、厳しい財政状況の中、本市独自の事業として継続しているものであり、平成21年4月からは、課税世帯の助成上限額について、非課税世帯と同額となるよう引き上げを行い、制度の充実を図ったところであります。現時点では、本市の厳しい財政状況から、助成額の拡充は困難であると考えております。なお、回数については、障がい者の方に公平な支援を行う観点から、原則として1回とさせていただいております。(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

57. 長居障害者スポーツセンター・舞洲障害者スポーツセンターを整備・拡充してください。

①老朽化しつつある長居障がい者スポーツセンターについて、大規模な改修をおこなってください。

【基本回答】長居障がい者スポーツセンターにつきましては、昭和49年開設の施設で、今年で43年目を迎えます。当センターはバリアフリー対応した施設として、障がい特性に応じた設備の充実にも努めながら運営を行っています。老朽化への対応としましては、これまで

躯体部分の改修工事や設備更新を実施してきたところであり、障がいのある人に気持ち良く利用していただけるよう対策も行ってきたところでございます。なお、当センターとしては、今後も老朽化対策を行いながら運営することとしておりますので、施設の建て替えなどについては当面の間予定はございません。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

②長居障がい者スポーツセンターの玄関に設置されている誘導チャイムについて、聞き逃して通り過ぎることのないよう、鳴動間隔を短くしてください。

【基本回答】長居障がい者スポーツセンターの玄関に設置されている誘導チャイムは、鳴動間隔の変更が可能です。鳴動間隔の調整については、ご要望時点において若干早目の設定に変更しておりますので、ご来所の際ご確認ください、不都合がある場合は遠慮なく現場職員にお声掛けください。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

③舞洲障害者スポーツセンターについては、宿泊施設を障害者スポーツの研修や支援学校の合宿、修学旅行などの観光拠点として存続を図り積極的に活用するとともに、その立地条件を生かし、日常的に障害者がジョギングやウォーキングなどを楽しめるよう、施設・設備を拡充・整備してください。

【基本回答】大阪市舞洲障がい者スポーツセンターに併設する宿泊研修施設につきましては、スポーツセンターでのスポーツ活動を楽しむほか、障がい者スポーツに関する研修及び特別支援学校が行う合宿や修学旅行の観光拠点など、様々な目的での利用に活用されており、利用者からも好評をいただいております。当該宿泊施設については、舞洲内にある他の施設とも定期的に情報交換を行っており、舞洲全体の活性化にも取り組んでいるところで、今後も引き続き情報共有を行い、障がいのある人がより楽しめるよう連携を行ってまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

④舞洲障がい者スポーツセンターへの交通の利便を良くするため、「野田阪神」経由の市営バスを復活してください。

【基本回答】全市的なバス路線につきましては、公共交通ネットワークの中で、市バス路線が全体として、公平で、効率的かつ効果的な輸送サービスが提供できるよう設定するとともに、系統ごと、時間帯別の調査データに基づき、ご利用状況に見合った回数・輸送力の調整に努めているところです。その結果、現状として、市内部はバスと鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全体としてご利用状況に見合った必要なバスサービスは確保できているものと考えております。81号系統(舞洲スポーツアイランド～西九条)につきましては、56号系統(西島車庫前～大阪駅前)と多くの区間で重複していたことから、平成25年4月に西九条～野田阪神前間を短縮いたしました。「野田阪神前」方面から「アミティ舞洲」へは、59号系統(北港ヨットハーバー行か、西島車庫前行)にご乗車後、「西九条」～「四貫島二丁目」の間で81号系統(舞洲スポーツアイランド行)へお乗り継ぎを、ま

た、「野田阪神前」方面へお帰りの際は、81号系統(西九条行)に乗車後、「此花区役所(東)」～「此花朝日橋」の間で59号系統(大阪駅前行)へお乗り継ぎをいただくと、乗り継ぎ時にのりばを移動することなくご利用いただけます。今後とも、市民・利用者の皆様に必要なバスサービスの持続的・安定的な提供を目指す中で、様々なご意見・ご要望やバス需要の動向等を注視しながら、全体として、より便利で効率的な輸送サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。(交通局自動車部運輸課(路線計画))

⑤市内北東部にも障害者スポーツセンターを建設してください。

【基本回答】大阪市では現在のところ、新たな障がい者スポーツセンターの建設予定はありませんが、障がいのある人がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で、昭和49年に全国で初めての障がい者専用のスポーツ施設として長居障がい者スポーツセンターを整備し、平成9年にはスポーツ施設に宿泊・研修施設を併設した舞洲障がい者スポーツセンターを整備し、障がいのある方がスポーツに接する機会をさらに増やすとともに社会参加の促進に努めているところです。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

58. 「平野区コミュニティプラザ(平野区民センター)」の車椅子リフトの不具合について、車椅子利用されている方々が安心・安全に利用できるよう早急にリフトの改修若しくは付け替えをしてください。

【基本回答】現在、平野区民センターに設置されている車椅子リフトにつきましては、区民センター建設当時に設置されたものであり、修理するにも部品もないため、修理できない状態にあります。新たなリフトに付け替えるよう、関係機関に要求しているところですが、他の区役所附設会館の修理等との優先順位があることから、現段階ではいつ付け替えられるかは不明な状態です。できるだけ早急に新たなリフトに付け替えるよう、関係機関に働きかけてまいります。(平野区役所まちづくり協働課まちづくり協働担当)

<障害者の就労等>

59. 高齢聴覚障がい者の再就職に関わる実態調査を実施し、具体的な支援を行ってください。

【基本回答】本市では、6つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターにより、市内7地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。同センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、高齢聴覚障がい者の方をはじめ、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

60. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす晴眼者の養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に

働きかけてください。とりわけ、平成医療学園のあんま・マッサージ・指圧科新設申請については、引き続きあはき法19条の趣旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。また、平成10年の福岡地裁における、「柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件」の判決以降、急増した鍼灸および柔道整復師養成学校の新增設と定員増により、視覚障害者の生活がますます困難となっていることについて、大阪市として、実態把握に努めるとともに、視覚障害者が就労による自立生活を送れるよう施策を講じてください。例えばヘルスキーパーの採用や平成28年10月より吹田市がおこなっている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を検討してください。

【基本回答】大阪市障がい者就業・生活支援センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、視覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。また、大阪労働局や大阪府雇用開発協会などの関係機関と連携し、障がいのある方の職域拡大、雇用促進に向けた啓発活動を推進してまいります。(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

61. 柔道整復師による医療保険の水増し請求や空請求、振替請求などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、最新の不正件数や返金額を教えてください。

【基本回答】柔道整復施術にかかる療養費の保険請求にあたっては、負傷内容や受療回数、請求金額について被保険者の方が確認したうえで申請書に署名したものを、整骨院等が全国の各健康保険の保険者に提出することになっています。本市国民健康保険におきましても同様に、大阪府国民健康保険団体連合会を通じて申請を受け付けておりますが、被保険者の方が整骨院等で受けた施術に対して請求内容が適正なものであるか、独自に申請書の内容点検を実施しています。点検の結果、請求内容に疑義がある場合は、被保険者の方並びに整骨院等に対して照会を行い、請求誤りや不適切な請求であることが判明した場合は、整骨院等に費用の返還を求めています。また、整骨院等に対する調査・指導権限を持つ大阪府に対し、必要に応じて、被保険者の方からお寄せいただいた情報等の報告を行っています。このほか、柔道整復の施術については、健康保険が適用されない施術があること等、正しい施術の受け方について、「医療費のお知らせ」の同封ビラに記事を掲載して、被保険者の皆さまに周知を行うことで、適正受診の啓発に努めています。・平成28年度 柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書内容点検実績等 点検件数：84,854件 返戻件数：473件 返戻金額：6,844,316円 大阪府への疑義件数報告(柔整)：23件(福祉局生活福祉部保険年金課(給付グループ))

62. 最近急増している鍼灸整骨院などの広告違反について、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府から大阪府が施術所の開設等の事務権限の委譲を受け、施術所が広告違反をしないよう、実態把握に基づき法の遵守を求めてください。

【基本回答】広告違反への取り組みにつきましては、施術所開設時に実施している立入検査において、広告のチェックを行うとともに広告違反防止の啓発を行っております。また、市民の方から通報があった場合は、保健所職員が当該の施術所に臨時立入検査を行い、広告違反の指導を行っています。今後とも施術所の広告違反に対する指導を適正に行ってまいります。(健康局大阪府保健所保健医療対策課医療指導グループ)

63. マッサージ業における無免許者の取り締まりについては、「市政だより」にも啓発文書が掲載されるなど、一定の働きかけに感謝をしておりますが、さらなる強化策をお願いします。その一方で経済産業省が職業分類法を改定し、「リラクゼーション」を加えたことについて、マッサージ業類似行為としての無資格・無免許者の正当化に道を開いたことにならないかと危惧しているのですが、大阪市としての見解を示してください。

【基本回答】国家資格を要する医業類似行為を行うあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所において、無資格者が施術を行っているという情報が寄せられた場合には、本市保健所職員が現地に出向き、立入検査を行い、事情を聴取し、無資格者が施術を行うことのないよう、適正に指導を行っています。また、施術所からの依頼により、施術所から無資格者による施術を排除する目的で、施術所に有資格者の氏名を掲示する取り組みへの協力も行っていきます。国家資格を要しない医業類似行為については、「いわゆる無届医業類似行為に関する最高裁判所の判決について」(昭和35年3月30日付け医発247の1)にあるとおり、「医学的観点から少しでも人体に危害を及ぼすおそれがあれば、人の健康に害を及ぼす恐れがあるものとして禁止処罰の対象となるものと解されること」とされています。今後とも、法令の周知徹底に努めるとともに、無資格者による施術につきましては、関係機関と連携を図り、指導してまいります。(大阪府保健所保健医療対策課医療指導グループ)

#### <救急・消防・防災>

64. 救急搬送の際に、聴覚障がい者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に手話の習得機会を設けてください。

【基本回答】消防局では、聴覚障がいのある方の救急搬送に備え、下記のような取り組みを行っております。(1)聴覚障がいのある方や、傷病の程度により会話が困難な方からの救急要請に適切に対応するため、現在、救急車内にホワイトボードを積載し、筆談によりコミュニケーションを図ることが出来る環境を整備しています。(2)わかりやすい絵記号を用い、現在の症状や必要な情報について、指差すことでスムーズにコミュニケーションを図ることが出来る「コミュニケーションボード」を各救急隊に積載しております。(3)救急隊が保有するスマートフォンで日本語を話すことのできない外国人や聴覚障がいのある傷病者の症状や傷病者情報を問診できる「救急多言語問診アプリ」を消防局

の救急隊員が開発し、平成 29 年 3 月から運用しています。(消防局 救急部 救急課 (救急))

65. 避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修はもちろん、各区でろうあ者が安心して避難生活ができるように環境を整備してください。

【基本回答】本市におきましては、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。要配慮者への相談対応体制、支援物資の提供、福祉避難室の確保等の避難所環境の配慮を含めた避難所開設訓練などの訓練や防災セミナーの実施を進めており、必要に応じて自主防災組織力向上アドバイザーの派遣による取組支援も行っています。また、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者の避難生活の場を確保するための福祉避難所等の指定を進めており、高齢者施設や障がい者施設を中心として、311 施設(平成 29 年 6 月 1 日)の指定が完了しています。今後とも、本市職員や地域などの防災関係者への啓発も含め、避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。(危機管理室危機管理課)

以上